

Title	領空の上限：その画定の意義と必要性をめぐって
Sub Title	The upper limit of territorial airspace : the significance and Necessity of it's demarcation
Author	栗林, 忠男(Kuribayashi, Tadao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.3 (1970. 3) ,p.217- 241
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	永沢・前原・島谷教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700315-0217">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700315-0217</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 領空の上限

——その画定の意義と必要性をめぐつて——

栗林忠男

- 一 序説——問題の背景
- 二 画定の必要性をめぐる対立
- 三 若干の理論的・実証的考察
- 四 結語

〔本稿は、一九六九年十月九日の日本航空法学会（於京都大学）における筆者の報告に、若干の加筆を施したものである。〕

## 一 序説——問題の背景

航空・宇宙法の分野で、従来より幾多の議論の対象とされて来た領空の上限——国家の空域主権の高度における限界——について、ここで改めて若干の考察を加えようとするのは、それがどのような高度に決定されるべきかということよりも、新たに展開されつつある宇宙活動を規律すべき法領域の形成過程において、領空の上限を画定することの必要性が先ず問わ

れなければならないと考えるからである。それは次の理由に基く。

今世紀初頭の動力飛行機の発明とその実用化に伴い、第一次大戦中の主として中立諸国の実行を契機として、急速且つ普遍的に国際社会の承認を受けるに至つた絶対的空域主権の原則は、その後確立された一般国際法規として定着し、国際航空をめぐる法律関係の中心の原則として作用して来た。一九四四年シカゴで締結された「国際民間航空条約」が、「各締約国は、すべての国家がその領域上の空間 (airspace) において、完全且つ排他的な主権を有することを承認する」(第一条) という規定を置いたのは、右の歴史的背景において成熟した慣習法上の原則を再確認したものに他ならない。

しかし、今世紀中頃における宇宙活動の開始時期に至る迄は、この空域における国家主権の完全性と排他性がその立体的限界との関係において有する意義は、殊更関心を惹くべき問題ではなかつた。空域は単に漠然と最も広い意味での航空機の飛行し得る空間を意味するものと考えられていたに過ぎず、その限りで領空無限説は妥当性を持ち得たし、何よりも、この時期迄の航空機の技術的水準は、空域主権によつて保護されるべき下土国の安全と利益が保持され得る高度に止まつていたからである。

一九五〇年代に入り、宇宙活動の現実可能性を前にして、国際法・航空法学者は領空の上限についての法的思索を始めるようになつた。クーバー (Cooper) は既に一九五一年に、宇宙機器の飛行が領空主権の侵害になるか否かの問題を採り上げ、ロケットの超高空飛行並びに(早くも)人工衛星の軌道活動との関係において、領空の上限を論議している。<sup>(2)</sup> 引続き為された多数の学者の研究に見られるように、現実の宇宙活動を直前にして、この問題に対する学者の関心が極めて高かつたことは、領空の上限を画定するための基準を示唆する所謂「画定理論」(demarkation theories) の多くの原形が、一九五七年のスパートニック一号の打上げ以前に提示されていたことからもうかがわれる。現在迄の主要な画定理論としては、大気圏説(シカゴ条約第一条の airspace の文理解釈としての「大気存在する空間部分」)、航空力学説(通常航空機が空気の浮揚力を利用して飛行し得

るほどの大氣の濃厚な部分)、引力説(地球引力の停止する所)、実効的支配説(土國の実効的な管理乃至支配行為の及ぶ所)、安全防衛説(國家の安全の見地から軍事上の脅威を構成する物体の飛行高度まで)、生存可能説(人間の生存が生物学的に可能な大氣のある所)、利益説(國家利益の及ぶ限りの範圍)、宇宙活動可能最低限度説(通常人工衛星が少なくとも地球を一周し得る最低高度まで)、折衷説(諸説の調和を計るための競合諸説の選択)、任意的画定説(物理的・技術的基準に必ずしも一致する必要のない、國際的合意に基づく數值的境界の決定)等がある。<sup>(3)</sup>これ等の諸説の多くは、当初シカゴ條約第一條の下で領空とされる空間(airspace)の定義に関する現行法の曖昧さから出發した解釋論あるいは立法論の主張となつて現われ、宇宙時代に即応すべく、空域と宇宙空間の物理的・自然科学的特性の相違を主要な理由として、領空無限説の不合理を指摘すると共に、領空主權の及ばないとされる空間の法的地位を推論した。そして、その論理的要請から、領空の高度が有限であるならばその限界は何処であるか——高度決定の要因と考えられる諸種の与件の中で如何に最良の境界線を引き得るか、に考察の重点が置かれたと言えよう。<sup>(4)</sup>それ等の學説は、画定の基準と看做される与件の選択並びにその重要視の度合いによつて、それぞれ異なる數值的結論に達し、そのいずれもが、自然科学の見地から不可能である、宇宙活動の發達を阻害する、領空主權の存在を無視する、科学技術の發達に即応し得ない、宇宙活動の進展と共に変更せざるを得ない、等の批判を受けて来た。

その間、領空の上限は実定法上明確にされないまま人工衛星の打上げに始まる宇宙開發が華々しく展開されることになつたのであるが、時を移さず、領空上限の画定問題を棚上げ乃至その必要性を否定する傾向が、実行上及び學說上生じて来た。そうした傾向の主な背景としては、次のような諸要因があつたと考えられる。(1)宇宙開發が偶々國際地球觀測年(International Geographical Years)と、う科学的目的を有する國際協力の中に開始されたことにもよるが、とにかく、宇宙活動が諸國家の上空侵犯の抗議を受けることなく、従つてまた、そのために領空の上限を画定しなくても遂行され得るといふ事實、(2)問題が法的理論だけでは割り切れない政治的要因を含むという認識に基いて、性急さを避けようとする各國の慎重

な態度<sup>(6)</sup>、(3)画定理論の諸提案が決定的基準を提示し得なかつたことに対する反省から、宇宙法構成のための従来の方法論を脱却した、新しい理論的主張<sup>(7)</sup>、(4)宇宙活動の法的規制の差し迫つた必要に対処しようとする政策的考慮、等である。

領空の上限の画定に対する消極的傾向は、宇宙法の立法化に重要な役割を担う国際連合の場において、早くも端的に反映された。一九五九年の第十三回国連総会決議によつて設置された宇宙空間平和利用特別委員会 (Ad Hoc Committee on the Peaceful Uses of Outer Space) の法律小委員会の報告において、同委員会は、この問題を第二次の重要性の議題とし、「空域と宇宙空間の正確な境界の決定は、現時点では、優先的考慮を要求する法的問題を提起しない」と判断し、「委員会が優先的取り扱いを受け得ると認められた諸問題の解決は、このような境界の確立に依存しない」と述べている<sup>(8)</sup>。それ以後、少なくとも宇宙国際法の実定法上の成果において、国連は領空あるいは宇宙空間の定義を下さずに、宇宙空間の法的地位の確立並びに宇宙活動の法的規制の方向に重点を置いて来た。

また、この問題に対する消極的態度は、所謂「機能理論」(functional theories) に代表される、画定理論に対する批判的立場によつても理論的に表明される。後述する如く、領空上限の画定に批判的な立場は必ずしも一律的に把握出来ないが、要するに、空間に一定の高度を以て区分線を設定する努力を捨てて、宇宙活動の性質・形態・目的等の多元的要因を考慮して、宇宙活動そのものを法的に規制しようとするものである。この観点からすれば、領空の上限の画定は緊急な重要性を持たないかもしくは無意味であることになる。

他方において、画定理論に基く上限決定の追求が引続いて行われているのであるが、このような現況において、領空の上限をめぐる課題は、その妥当な高度の決定という伝統的命題を一応離れて、新たに登場した宇宙国際法の形成のためのアプローチと密接に関連する基本的問題として、その画定の意義乃至必要性について考察することを要請されているのである。

- (1) 城戸正彦「大気圏外の法的地位」愛媛大学紀要(社会科学)第三巻第三号、十九頁参照。「空域」の定義は「一九一九年のパリ「国際航空条約」の採択時のみならず、シカゴ条約の起草の際にも問題にならなかった。 Cf. J. C. Cooper, *Space-Flight and Satellite*, 7 I.C.L.Q. 85, 1958.
- (2) J. C. Cooper, *High Altitude Flight and National Sovereignty*, I.L.Q., Vol. 4, 1951; "Explorations in Aerospace Law—selected essays by John Cobb Cooper 1946—1966," edited by Ivan A. Vlasic, Montreal, McGill University Press, 1968, p. 256. その中で「既に一九三二年のメンソンの Vladimir Mandl は将来の航空技術の発達とともに領空の上限が問題視せられようかと予見していた」と言われる (V. Mandl, *Das Weltraumrecht: ein Problem der Raumfahrt*, 1932; Cf. Vlasic (ed.), op. cit., p. 257, Author's Note).
- (3) これ等の諸説については前原光雄「領空の限界」法学研究三十三巻二号、池田文雄「宇宙法」勁草書房、一九六一年(九〇—一二三頁及び一九七—二二一頁)参照。 See also Gyula Gal, *Space Law*, 1969, pp. 70—98.
- (4) 例えば一九五三年に Jacobini は「下土国の安全を考慮に入れた実効的支配説に立ちついで」「基本的問題は、限界が設けられるべきか否かではなくて、むしろどのような限界が適用されるべきかである」と述べている。 H. B. Jacobini, *Problems of High Altitude or Space Jurisdiction*, *The Western Political Quarterly*, Vol. 6, 1953, pp. 686—687.
- (5) 「優先問題へのこの境界についての関心は、確立された境界が無くても宇宙開発が華々しく進行して来たために明らかに減じて来た。」Irvin L. White, *A New Political Frontier: An Analysis of Legal and Political Problems in Outer Space*, *The Western Political Quarterly*, Vol. 22, 1969, p. 171.
- (6) White は「宇宙空間における主権と境界決定についての詳細な規則を形成するよう decision makers に大きな圧力がかけられたことはこれ迄なかった」とし、「その遅延は当該問題を処理する上において性急にそして多分軽率に行動したくないという意思を示すようにも思われる」と述べている。 White, op. cit., p. 171. 「……この国家主権の上空における上限を画定することは、国際政治の現状においては、非常に困難なことである。それは単に法理論では割切れない国際政治上の重要な要素と複雑にからみ合っている。現に国連の大気圏外平和利用委員会が、領空の限界の問題を注意深く避ける態度をとつたのも、こうした事情に対する考慮からであらうし、また各国政府の公式な態度にもきわめて慎重なものがうかがわれる。」池田文雄「宇宙空間と国際法」『外交時報』一九五九年「三一頁」。 See also D. Johnson, *Rights in Airspace*, 1965, Manchester University Press, p. 60.
- (7) 「境界問題の解決を求める際に多くの註釈者が誤つて置いた物物理的特質及び技術的基準の強調から由来する混乱は、極めて当然に、この問題を全く否定する反対の極致に向う者の反動を招いた。」J. A. Johnson, *The "Freedom" of Outer Space: Some Problems of Sovereignty, Control, and Jurisdiction*, Conference on the Law of Space and of Satellite Communications, N.A.S.A., Oct. 1964, p. 40. 機能理論については本文後述参照。

(∞) Report of the *Ad Hoc Committee on the Peaceful Uses of Outer Space*, Doc. A/4141, U. N. General Assembly, 14th session, 1959, Vol. 14 (6), p. 25.

## 二 画定の必要性をめぐる対立

### 1

領空の上限の決定をめぐる対立するアプローチは、既に前記国連 *Ad Hoc Committee* の次のような報告に明瞭に示されている。

「宇宙空間 (outer space) が何処から始まるかを決定する問題。

現行の国際諸条約及び慣習国際法によれば、国家はその領土及び領水上の空間 (air space) において完全且つ排他的な主権を有する。同一の制度 (system) に服さない空間区域が同時に存在することは、空域が何処で終り且つ宇宙空間が何処で始まるかという問題を惹起する。これ等の限界が必ずしも一致しないことが留意された。これ等については、学者の著述において多く議論されて来たが、その限界の所在について学者の間に見解の一致はない。

これ等の限界を決定することが、最終的には必須的であることが判明するという見解が表明された。委員会は、この関連において、空気及び航空機の物理的特性に基くものを含めて、多数の可能性を検討した。内包される困難は大きなものであることが合意された。この時点における権威ある解答は、国際的協定を必要とし、現在の知識と経験に基いて、今このような合意は時期尚早であろうという見解が表明された。明示的合意のない場合、慣習法規を通じて、今後の経験が正確な限界の受容に導くかも知れないことが考慮された。

正確な限界の画定がない場合、他の可能なアプローチは、現在の経験と知識を基礎として、空間と宇宙空間の限界があると推定される範囲を仮に設定することであろう。この種のアプローチは、既存の航空制度を妨げるほど低い、あるいは、宇宙空間の利用と開発に關係する諸活動を不合理に拘束するほど高い境界を避けるべきであることが示唆された。

また、異なるアプローチ即ち宇宙活動を規律する法律制度を、先ず特定の宇宙活動の性質と形態に基かせることの望ましさを今後の経験が示唆するかどうかについても議論された。

一つの発展は、地表に十分近接する、特定国家の同意を要求するような特別関係を有する諸活動を規律するために必要な政府間協定の締結であろう。このような協定は、高度及び「立体的」位置のみならず、軌道・飛行使命・既知の又は報告された器具の使用及び問題の機器又は物体の他の機能的特徴についても言及することによる、所与の活動の許容性についての若干の適切な規定を含むことが出来よう。

空域と宇宙空間の正確な境界の決定は、現時点では優先的考慮を要求する法的問題を提起しないことが一般的に確信された。委員会  
は、委員会が優先的取り扱いを受け得ると認めた諸問題の解決が、このような境界の確立に依存しないことに注目した。<sup>(1)</sup>

右の極めて慎重な態度の看取される報告内容において、領空の上限の画定への志向を有するアプローチと、画定問題を離れて、宇宙活動の内容に則した法的規制への志向を有するアプローチが大別されよう。<sup>(2)</sup>

(1) *Ibid.*

(2) 既にクーパーは、一九五八年のハーグ宇宙法会議において、「境界を画定せずに高度飛行を管理する協定」によつて問題解決をはかる新しいアプローチを紹介しており、「我々が先ず最初に決定すべきことは、領空上限の画定を先にするか、あるいは、如何なる空間においても国家主権とは関係ない Flight-Control に関する国際条約の締結を主張するのか、のどちらかである」と述べつゝ、J. C. Cooper, *The Problem of a Definition of "Air Space", First Colloquium on the Law of Outer Space, 1958, p. 44.*

二

領空の上限の画定を追求する立場は、国家の領域主権に帰属する空域の存在とその上方に展開する、領域権から解放された自由な空間の存在を対比させ、これ等の異なる法的地位を有する空間の間に境界線を設定することが、それぞれの空間部分で生起する行為に対する国家管轄権の所在を明確にするために必要であるという主張を含む。即ち、明確に定義された境



界の重要性は、国家間の殆んどすべての法的紛争が最終的には国家権能の衝突もしくはその不正な行使に帰せられ、とりわけ国家管轄権の中で最も決定的な領域管轄権の衝突は、国家領域の明確に定義された境界のない場合に最も確実に発生する<sup>(1)</sup>、とされるからである。これは、地域の団体としての近代国家の成立を前提として形成されて来た伝統的国際法構造が、国家に排他的領域権を認める建前を以て構築されて来た過程に立脚して、空間的帰属の法理によつて、国際法上の国家権能を場所的観点から帰属させるものであり、従つて、そのような国家の領域主権から解放された空間部分、換言すれば、国際社会全体に帰属する宇宙空間のための法的諸原則の確立は、何よりも先ず地理的定義を要求するのである。その意味で画定理論は、国家の排他的管轄権の配分という見地から、直接的類推ではないとしても、空域の宇宙空間に対する関係を、領海の公海に対する関係に類比させるものであると言えよう。こうして、国際法的事実は場所的に位置づけられ、その位置は、そこに適用されるべき法規の決定のために必要であると同時に、常に可能でなければならないのである。

このように、空間の領域性に基く境界線の画定が基本的に必要であることを主張する場合、その画定の基準についてのみならず、時機についても見解は分れる。国家主権の上限を国際的合意によつて早急に画定し、それによつて公海に類似した宇宙空間の使用の自由を確保すべきことを最も強力に主張して来たのは、クーパーであるが、チェン (Cheng) は、「もしその線がはつきり決定されなければ、管轄権の衝突は容易に且つ正当に生起し得るし、そのような衝突は常に解決が困難であると共に、国際的緊張の際には、由々しい危機にまで急速にエスカレートするかも知れない<sup>(2)</sup>」として、領空の上限の画定のための早急な国際協定の締結を提唱する。この観点から、問題の優先性を否定する一九五九年の国連特別委員会並びに宇宙強国その他の多くの諸国の態度は、問題の緊急性を軽視していると非難される<sup>(3)</sup>。これに対してマイヤー (Meyer) は、その画定は「国家主権に服する空域において生起する行為もしくは公海のような自由な区域として一致して看做されるべき宇宙空間において生起する行為を、どの管轄権が支配するかについての明確な決定を下すために必要である」としながらも、宇

宙活動自体が未だ活発な交通活動となっていないという理由で、領空の上限の画定を将来の問題と看做し、その観点から、一九五九年の特別委員会の非優先的取り扱いの決定を評価する。<sup>(4)</sup>尚マイヤーは、将来の時点での国際的協定による数値的(numerical)な境界線の設定を提唱しており、それは必ずしも技術的物理的基準に一致する必要はないとしている。<sup>(5)</sup>その他、宇宙科学技術の急速な発達に照らして、正確な科学的データの裏付けのない画定を時期尚早とする発言が、学者や政府代表から屢々為されている。

- (1) Report of the Fifty-First Conference, Tokyo, 1964, The International Law Association, p. 639 (an address of Bin Cheng).
- (2) Bin Cheng, The Extra-Terrestrial Application of International Law, Current Legal Problems, 1965, p. 146.
- (3) Current Problems in Space Law—a Symposium, 1966, B.I.C.I.L. International Law Series 6, p. 84 (Comment by Bin Cheng).
- (4) Report of the Fifty-Second Conference, Helsinki, 1966, I.L.A., p. 161 (an address of Alex Meyer).
- (5) Ibid. 「法的境界は、あらゆる語義において単に便宜的なものであり、その技術的境界線との一致は、*sempre* その価値より以上のものを持た得ない。」 Victor José Delascio, Space Explorations and Space Law, Journal of Air Law and Commerce, Vol. 28, No. 4, 1961-62, p. 367.

### 三

最終的には空間的帰属の法理によつて領空の上限の画定を志向する立場とは対照的に、画定しなくても宇宙活動から生ずる法的諸問題を活動の内容に則して解決して行けるとする立場は、一般的に「機能的アプローチ」(functional approach)と呼ばれる。しかし、この立場は functional という用語の多義性と共に、可成り混同して理解されているように思われるので更に次の三つの立場に細分すべきであろう。

第一に、その極端な主張として、空域であれ宇宙空間であれ、凡そ空間に領域的概念を導入することは、空間自体の占有不能の性質の故に主権論の対象とし得ないから誤りであり、すべて空間を利用する人間活動は、その機能的側面からのみ規

律を受けるべきであるとされる。この立場からすれば、一九一九年のパリ「国際航空条約」も一九四四年のシカゴ「国際民間航空条約」も、空域主権に基く法制度を樹立した限りにおいて、基本的誤りを犯したことになる<sup>(1)</sup>。このような議論は、前世紀末から今世紀初頭にかけての、国家領域上空の法的地位をめぐる学説上の争いにおいて、空域主権説により実定法上とつて代わられた空域自由説の再現ともいべきものであり、我々は少なくとも実定国際法の枠内でこれを採用上げるわけにはいかない。

第二に、宇宙空間の自然科学的特性から、宇宙活動現象を特徴づけるものは、それが行われる「場所」ではなくて、その「性質」であるという基本的認識に立つ機能理論は、第一の立場とは異なり、その対象を「宇宙活動」に限定しているのである。現行の空法秩序における領空主権原則を否定するものではないが、従来の国際法の領域論的基盤を排した、全く新しい原則に基いて宇宙法秩序が構築されるべきことを主張する。ガル(Gal)はその基本的立場を次のように説明する。

「天文学的事実は、国際航空法の伝統的な枠組みの中に無理に押し込めることは出来ない。その解決は、区域の境界画定とかそれ等の区域の法的地位から引き出される教示に求められるべきではない。後者は、宇宙法問題の解決において補助的役割を果すに過ぎない。領空と自由な宇宙空間の統合は、従来形式から離脱し、国家により打上げられたロケット、人工衛星及び惑星の活動要素を包摂することの出来る国際協定によつてのみ確保され得る。」

宇宙法の機能的性格についての上述の概念に従つて、人間活動についてのあらゆる従前の規範の外にある、この新しい法分野は、限定された空間区域を伴うことは出来ないであつて、規律を受けた活動の性質にのみ提携され得る。機能理論と呼ばれるこの概念は、既に追隨者を出している。その承認は、宇宙法の諸種の面から由来する論理的必要である。関連する実定法の基盤には種々の矛盾があるが、この理論は過去数年間の法的発展において確証されて来た<sup>(2)</sup>。」

このように、宇宙空間を「場所」——「法的地位」の問題としてではなく、活動の複合体としてのみ把握すれば、国家主権の地理的限界あるいは排他的管轄権の行使される区域の画定問題は何等重要性を持たない。クアドリ(Quadri)やシヨーモ

ン (Chaumont) が、「地理的且つ領域論的理論を排除すること、そして「内包されるすべての利益の保護」を保障し、「同時に科学の進歩を促進すること」が出来る唯一のものとして、機能的制度を導入することを緊急且つ重要な課題であると看做す<sup>(3)</sup>のも、また我国の山本教授が、宇宙国際法の直接の課題を「宇宙空間そのものの一般的な法的地位の決定ではなく、諸国が自からの名において又は自からの最終的な責任において実施する、宇宙物体の打上げと利用に関する活動の法律関係の決定」<sup>(4)</sup>であるとしているのも、同様な立場に立つものである。

第三に、領空主権の高度には必ず限界があることを前提としながらも、現在必要であるのは宇宙活動の目的と内容に応じた法的規制にあるとして、画定問題に決定的重要性乃至高い優先度を付与しない立場がある。これは、宇宙活動を空間の一体性の中に捉えるという面で機能的アプローチの側面を有するが、領空と宇宙空間の法的地位の相違を原則的に前提としている限り、第一、第二の領域論の導入を排除する純粹な機能理論とは本質的に区別されるべきものであり、兩者の類似性は共に画定への努力を避けるという方法論にあるに過ぎない。この立場によれば、領空上限の画定問題は、個々の具体的事項につき、実際的な必要性が要請される場合に、原則的に考慮すればよいのであり、その意味では、空間的帰属の立場と相容れる側面を有する。ただ、領空上限の画定の重要性を、法的問題としてよりむしろ実際的問題として捉え、その観点から、宇宙法諸問題の實際的解決にあたって、地理的概念よりも機能的概念を重視するのである。ジェンクス (Jenkins) はこの立場に立つて、次のように述べている。

「画定問題が重要であるかないかの程度並びに画定の最も妥当な基礎に関する学者間の論争は、實際的な人々の間では殆んど関心を惹かなかつた。その問題は、より一般的な基礎においてというよりむしろ、何が許容され得るか、され得ないか、そして特別の規則の正確な範囲が何であるかを定義するために、特定の前後関係における実際的な重要事項となる限りにおいて、恐らく取り扱われて行くだろう。」<sup>(5)</sup>

- (1) Report of the Fifty-Second Conference, 1966, I.L.A., pp. 163-164 (an address of J. G. Sauveplanne).
- (2) Gyula Gál, *Space Law*, 1969, pp. 106-107.
- (3) Gál, *op. cit.*, p. 110, referring to Ch. Chaumont, *The Prospects of Space Law*, R.C.I., 1960, no. 2, p. 8; *Le droit de l'espace*, Paris, 1960, p. 51; R. Quadri, *Droit international cosmique*, R.d.C. 1959, Vol. III, pp. 519-521.
- (4) 山本草二「宇宙通信の国際法—国際企業の法形態として」有信堂 五四頁。
- (5) C. W. Jenks, *Space Law*, 1965, p. 189. シェンクスは「もし画定が必要になるとすれば、最も妥当な境界線を、対流圏と成層圏を空域とし、それ以上を宇宙空間とすることを示唆している (pp. 190-191)」。

### 三 若干の理論的・実証的考察

#### 1

宇宙国際法の形成初期の現段階において、これ等のアプローチ自体の当否について評価を下すことは相当困難である。しかし、宇宙国際法が実り多い宇宙活動を、法的側面から実効的に確保し且つ促進させるものでなければならぬとすれば、新しい宇宙国際法の諸原則の特異性を十分に考慮しながらも、現行の国際法制度を起点として、領空上限の画定問題を眺めなければならぬであろう。この観点に立つ時、機能理論の志向する、領空と宇宙空間の物理的統合並びに両空間における宇宙機器のための単一且つユニークな法制度の確立が、領空主権の概念をア priori に排除するものであれば、その理論的根拠は実定法上受け容れ難いものがあると言わなければならない。空域主権原則の成立過程並びに現行法制度におけるその定着を見ても、空域に対する国家の「完全且つ排他的な」領有権を、宇宙活動に関して、一般的に否定することは出来ない。特に宇宙機器の発射時及び再突入時における位置が、下土国によつて領空と看做される地表に近接した空間部分（例えば通常航空機の活動区域）に入る場合には、特別の合意のない限り、下土国は疑いなくそれに対する排他的管轄権を主張するであら

う。もつとも、現在の宇宙開発段階において、宇宙機器の打上げと再突入は、宇宙開発国家の恵まれた地理的位置から、他国の領空主権の侵害問題として顕在化してはいない。だが、現在の科学技術によれば、大気圏再突入の方が、地平線と平行に考えて、大気圏離脱より距離を必要としている点を留意しなければならぬ<sup>(1)</sup>。そう遠くない将来における多数の宇宙開発国家の出現を想定するならば、国家領域が狭小なため、その空域を通じて物体を発射又は帰還させることが不可能な国家の場合には、宇宙機器の通過に関して隣接国と了解に達するか、もしくは、公海上の施設を用いることが考えられるが、その隣接国から獲得する無害通過の権利は、当該隣接国の領空における排他的な管轄権の制約となることはあつても、それを全面的に否定するものではない。領空と宇宙空間を通じた単一の法制度の確立は、領空主権の否定を前提とすべき必然性はなく、基本的には航空・海洋の分野で経験している如く、主権の制約の過程を通じて実現されるべきなのであろう<sup>(3)</sup>。即ち、活動の内容・機能のみを基準とする立場が有効であるためには、個々の宇宙活動に関して、領空主権の個別的制約という形において、地上・空域及び宇宙空間を通じて一元的に規律するような特別規則を作成して行かざるを得ないのではないかと考えられるのである。そして、このような主権制約のプロセスを通じて、領空内における宇宙活動の個別的・特定の目的のために下土国の管轄権行使が限定されるとしても、それによつて一律的・排他的管轄権の一般的範囲は影響を受けないと、解すべきであらう。これを要するに、機能理論が、純法論的主張として、領域的概念の導入を地上からの一元的法秩序として扱えられた宇宙国際法から排除する限り、その限度において *lex ferenda* の範疇に立ち入るものと言わざるを得ない。

もつとも実際には、機能理論の立場といえども、領空と宇宙空間の境界線を画定することの意義を全面的には否定しない場合が多い。機能のアプローチを一九五八年に始めて宇宙法の分野に導入したマクドゥーガル<sup>(5)</sup> *(McDougal)* 自身も、任意的な低高度の境界線を暫定的に設定することを提唱している。マクドゥーガルは、機能理論の有する欠点が、(管轄権に基づく)紛争の発生を防止又は最少限化する必要性もしくは一度び発生した特定の紛争の処理における経済性の要請を十分に考慮に

入れない点にあることを認めている<sup>(6)</sup>。即ち、彼の言うところの「極めて低い」境界線の画定とは、その境界線より上方で行われる活動については一方的な管轄権行使の举証責任を下土国に、境界線より下方の活動についてはその無害であることの举証責任を宇宙機器の旗国に負わしめる点に意義を有するのである<sup>(7)</sup>。同様に、ガルが空間の境界画定並びにそれぞれの法的地位の決定を、宇宙法問題の解決において、機能的規制に次ぐ「補助的役割」を果すに過ぎないと述べているのも、領域的概念の導入が実際には不可避的であることの認識に起因すると考えられる。そのような認識自体が純粹な機能理論本来の論理の一貫性を欠くものであるのみならず、もし異質な法的地位を有する領空と宇宙空間の間の境界線のもつ、管轄権の衝突の防止という第一次的意義を克服し得ない証拠であるならば、そうした立場は、實際的必要性から機能的アプローチを優先させる立場に近似して来るのであり、そこで問題の本質は領域論的概念の導入を否定するか否かではなくて、宇宙法形成のあるべき方向として、このような境界線を画定する必要性があるか否かの立法政策上の対立として把握されて来なければならぬのである。

ここで、すべて機能的アプローチを採る立場は、境界線の画定の困難に直面し、政策的見地から画定を回避しようとするところにその本来的な動機があつたことが指摘されねばならない。即ち、政治的環境にせよ、正確且つ具体的な科学的データの不足にせよ、領空上限の画定問題は極めて複雑であると同時に、近い将来における合意の可能性のないものであるから、宇宙活動の法的規制が一日も早く確保されるべき現状においては、機能的アプローチが最良に役立つという認識である<sup>(9)</sup>。しかし、画定の困難性と必要性は元来区別されるべき事柄である。空間が連続体であるという事実は、例えば公海と個別国家の領海の物理的統合が国際法上両者間に境界線を引くことを妨げなかつたように、境界線の画定が空間において不可能であることを必ずしも意味しない。また、ジュネーブ海洋法会議が領海の幅員を決定し得なかつた経緯を理由として、領海問題より更に複雑で、国家の安全の見地からは遙かに微妙な問題である空間の画定の困難性を強調することは、それが

直ちに当該問題を放置してよいという理由にはなり得ない。実際にも、領海幅員の不統一が幾多の国際的紛争の原因となっている事実が注目されよう。「今迄経験したことのない科学的発見を考えると、慣習法規の最終的生成にのみ依存する方が賢明であるかも知れないが、それは同時に、その生来的な遅延期間中の予見し得ない政治的発展が除外され得ないが故に、危険でもある<sup>(10)</sup>」という見解は、この間の事情を衝いている。

宇宙活動の内容のみを基準とする（あるいは優先させる）立場は更に、国家管轄権のあらゆる行使態様に応じて、一連の長い規則を作成しなければならず、宇宙活動の活発化に伴い、宇宙空間利用の自由を有効に確保し得るかどうか疑問である。と同時に、何を以て許容し得るあるいは禁止される活動であるとするのか、その基準とそれを確保すべき制度的確立の困難に当面せざるを得ない。その解決のためには高度の政治的調整を必要とし、そのことは我々が例えば宇宙機器の平和的利用と軍事的利用の相違に関して既に経験している事実である。この関連において、ミサイル及び人工衛星による宇宙空間からの攻撃は、たとえ下土国の主権が其処迄及ぶとしても、当該国家の安全を脅かすから、領空上限の画定によつては問題解決とはならず、活動の性質に基いて活動自体の禁止に至らなければならない、とも言われる<sup>(11)</sup>。実際にも国家の安全の考慮は、領空の上限を画定する試みにとつて大きな障害となつて来た。低い上限を決定することによつて、その高度以上を飛行する外国の軍事的活動の合法性を認めてしまうことになるという危惧は、諸国家をして画定問題に慎重な態度を採らせて来た最大原因の一つであり、防衛の考慮が解決されれば、領空の上限も比較的低い高度で決定され得る可能性は十分あるとも言えよう。国連決議並びにそれを具体化した宇宙天体条約によつて、大量破壊兵器の宇宙空間への配置は禁止されているが、宇宙空間の非軍事化は完全には実現していない<sup>(12)</sup>。しかし問題は、そのような活動自体を禁止しようとしても、実際にどの程度それ等の活動が制約され得るかであり、最終的にはそれは一般完全軍縮及びその国際管理によつて保障されるのである。これ等の点についての解決がなされない限り、自国の安全を確保するために、下土国は領空における現在の主権的主張



をより、上方に延長しようと試みるであろうし、活動が下土国に及ぼす影響を判断する基準と機関が確立されない以上、そのような主張は一方的になされることにならう。領空の上限を画定し、自由な宇宙空間の法的地位の一般的区域を明確化することによつて、そのような軍事的脅威が消滅するわけではもとよりのないが、少なくとも安全の見地からする（あるいはそれを口実とする）下土国の一方的な主張に地理的制約を与え、それによつて宇宙空間利用の自由を有効に確保することは出来よう。たとえ軍事的脅威が領空外の高度に存在しても、国家の安全のためには常に自衛権が行使され得るのであり、殊に宇宙空間においては先制的自衛の余地が強く認められる<sup>(13)</sup>。従つて、軍事的脅威の除去は、領空上限の画定によつては何等問題の解決にならないということは正しいが、それが直ちに画定の必要性を否定する根拠とはなり得ないのであつて、その問題は別の努力を通じてこれを実現すべきことなのである。

以上のような領空上限の画定を避ける機能的アプローチの有する内在的欠陥が指摘される反面、宇宙法秩序が新しい諸原則に基いて構成される分野であるべきことから要請される、宇宙活動自体の法的規制の重要性も看過されてはならない。宇宙天体条約に明文化される宇宙空間の開発と利用の自由並びに軍事的利用の禁止は、宇宙法のあるべき性格を決定づける基本的命題であり、それを確保するためには、地上・領空・宇宙空間を一体とした活動の規制が強く要請される場合もある。既述した宇宙空間からの軍事的脅威の除去もこの要請に基いて行われなければならないし、宇宙機器の他国領空内の無害通過権も、それが宇宙空間の開発と利用の自由の論理的要請であるだけに、領空と宇宙空間の異なる法的地位を克服して確立されて行かなければならない。しかしこのことは、宇宙法が空間性に基いた機能性を具有すべきことを要求することであつても、両空間部分の範囲確定の基本的重要性は無視され得ないのである。

(1) Cf. J. A. Johnson, Remarks of Honorable John A. Johnson, American Society of International Law, 1961, p. 167.

(2) Cf. B.I.I. Cl., Current Problems in Space Law—a Symposium, 1966, p. 31 (comment by Goedhuis). 拙稿「宇宙法の現今諸問題—ソソ

ホジウム」(紹介と批評)、法学研究第四一巻第七号一五四頁参照。

(3) チェン (Cheng) は機能理論を批判して、「宇宙機器が国家的空間にいようと、宇宙空間にいようと、それ等は単一の法制度を有する必要があるという・・・点については、この統合はなん等の境界を持たないということ以外の方法で達成されなければならないとされている。一国から他国へ通過する航空機は特に耐空基準とか国籍の外部の標示とか登録等の事項に関して、法制度の同一の統合を強く要求する。これ等の考慮は、決して諸国家をして彼等の空域主権の消失に同意をせしめなかつた」と述べている。Report of the Fiftieth Conference, International Law Association, 1962, Brussels, p. 52.

- (4) フォーセット (Fawcett) は「一般的な境界問題としての排他的管轄権の上限を論議しつつも、境界線は多くの異なる目的のために空間に設定されるかも知れないことを示唆する。例えば、核燃料を使用する宇宙機器は一定高度以下で作動することを禁止される、発射機は大気内の特定層で残余物を放出することを禁止される、地上に帰還する宇宙機器は特定の「航路」内で飛行することを要求される、宇宙機器による上空の使用をコントロールする土国家の権利のために上限が設定される、他の限界がどのように決められようか、国家の自衛権の行使には何等の上限も認められないことが合意されるかも知れない」と述べている。J. E. S. Fawcett, International Law and the Uses of Outer Space, 1968, pp. 20-21.
- (5) M. S. McDougal, Perspectives for Law of Outer Space, The American Journal of International Law, Vol. 52, 1958, p. 407, *et seq.*
- (6) M. S. McDougal, H. D. Lasswell, and I. A. Vlasic, Law and Public Order in Space, Yale University Press, 1963, p. 355.
- (7) M. Cohen (Ed.), Law and Politics in Space, Litchester University Press, 1964, p. 118.
- (8) ガル (Gal) は「もしも国連による作業が成功を収めれば、宇宙空間の概念を定義する国際協定が出来るとしても、その時にはこのような境界画定はせむぎ機能制的規制の枠内における補助的役割をのみに過ぎなうであろう。Gal, op. cit., p. 113.
- (9) Cf. S. Rani, The Monist and Dualist Theories and the Upper Limit of State Sovereignty, Colloquium on the Law of Outer Space, 8th Ed., 1965, p. 331.
- (10) Zemanek, The United Nations and the Law of Outer Space, The Yearbook of World Affairs, 1965, p. 209, cited from Report of the International Law Association, 1966, p. 197.
- (11) Rani, op. cit., p. 332.
- (12) この間の事情については、池田文雄「宇宙天体条約の基本構造」国際法外交雑誌第六十七巻第一号一八頁以下参照。
- (13) 城戸正彦「大気圏外における自衛権の行使」愛媛大学紀要(社会科学)第四部第五巻第一号参照。
- (14) D. Goedhuis, The Question of Freedom of Innocent Passage of Space Vehicles of One State through the Space above the Territory of another State which is not Outer Space, Second Colloquium on the Law of Outer Space, 1959.

## 二

もし理論的立場から画定理論の採る方向が基本的に妥当であるならば、実定法の動向及び諸国家の実行の中に、それが確認されるであらうか。ここでは紙数の関係から、その若干の面を採り上げて論ずることにする。

先ず、一九六一年と一九六三年の国連総会決議で宣言された諸原則によつて、宇宙法の体系的基礎が空域と宇宙空間の境界画定についての事前の合意なく置かれたという事実から、宇宙法の構造が空間的立場を排除して、機能的アプローチに立脚した、とは言えない。確かに、一九六一年の総会決議、一九六二年の「宇宙空間の探査と利用における国家活動を規制する法的原則の宣言」及び一九六七年発効の宇宙天体条約へと続く一連の宇宙国際法の実定法化の中で、宇宙天体条約第二条の宇宙空間の「領有禁止の原則」に集約されるように、空域と宇宙空間が法的に異なるものであるとの前提が維持されながら、両空間の境界線は実定法上確定されていない。しかし、一九五九年の特別委員会の報告以来比較的最近に至る迄の国連の態度は、「現時点では」優先的取り扱いをしないという態度であつて、そこには多分に所謂 *wait and see* の政策が採られていたと思われる。例えば、一九六一年の総会決議の採択前にアメリカ国連大使ステイブソン (Stevenson) は次のように述べている。

「委員会の委員は、どこで宇宙空間が始まるかを我々が定義しようとしなかつたことに注目するだろう。我々の判断では、今これを為すことは時期尚早である。空域と宇宙空間の境界線を引く試みは、今後の経験と諸国間の同意を待たなければならぬ。幸いにも、宇宙空間及び天体の自由の諸原則の価値は、境界線を引くことに依存しない。もし私が公海の類推を引用するならば、公海が何処で始まるかについての完全な合意がない場合でさえ、我々は公海自由の原則を確かめることが出来ているのである。」<sup>(1)</sup>

従つて、境界線の画定の早急な結論が回避されたのであつて、その努力が放棄されたのではない。<sup>(2)</sup> しかも最近では、国連は

この問題を積極的に継続審議の対象としていたのであつて、一九六六年十二月十九日の宇宙天体条約の採択を勧告する総会決議は、就中、宇宙空間の定義の問題の研究を始めることを宇宙空間平和利用委員会に要請している。<sup>(3)</sup>更に同委員会の法律小委員会からの委託に基いて検討を加えた科学・技術小委員会は、一九六七年の会期に、「現時点では、宇宙空間の正確且つ恒久的な定義を認める科学的乃至技術的基準を確認することは出来なかつた」としながらも、「宇宙空間の定義は、それがどのような基礎に基くものであれ、宇宙の探査と開発の活動面にとつて重要な意義を有するものであること」を認め、「同委員会は将来の会期にこの問題の検討を継続する」という結論に達した。<sup>(4)</sup>そして、一九六八年の法律小委員会の採択した決議は、とりわけ宇宙空間の定義についての研究を継続することを要望している。<sup>(5)</sup>そこで国連委員会の場において、当初は優先的取り扱いの対象とされなかつた画定問題は、近時に至つてむしろ積極的にその重要性が認識されて来ていることが指摘されよう。<sup>(6)</sup>

次に、宇宙天体条約の諸規定は基本的に空間的帰属の立場により構成されていると思われる。先ずその第二条において、宇宙空間（月及びその他の天体を含む）に対する領有権の否認を明文化することによつて、国際慣習法として確立しつゝあつた宇宙空間の *res omnium communis* としての法的地位を一般的に確立した。その他、以下は若干の例に過ぎないが、第五条が「宇宙飛行士を宇宙空間における (in outer space) 人類の使節と看做し」、第六条が条約当事国は「宇宙空間における (in outer space) 自国の活動について」国際責任を有するとし、第八条が「宇宙空間に (into outer space) 発射された物体の登録されている条約当事国は、その物体及び乗員に対し、それ等が宇宙空間又は天体上にある間 (while in outer space or on a celestial body) 管轄権及び管理権を保有する」ことを規定する。しかし、機能理論の立場からは、同条約を全体的に把握することによつて、条約中のこれ等の空間性を有する諸規定のもたらず困難を切り抜けることが出来るとされる。その論理は、条約のタイトルに唱われ且つ更に前文で確認されている条約の一般的目的、即ち条約は「宇宙空間の開発と利用における国家の活

動を規律する「原則を扱うものである」ということ、また第一次的義務としてすべての宇宙活動を規律する第三条（条約当事国が宇宙空間の開発と利用における活動を国際法に従つて遂行する義務を課する）に規定された基本的原則によつて解釈されなければならない、とするものである。<sup>(7)</sup> 即ちこれにより、条約はそれが行われる場に拘りなく宇宙活動のすべての局面を扱うものであるとの前提に立つ。この点は宇宙天体条約の解釈にとつて重要なのであるが、条約の全文には「宇宙空間の開発と利用における活動」と「宇宙空間における活動」という表現が区別して用いられている。<sup>(8)</sup> 両者の概念には広狭の差があるが、いずれの場合も、殊更「空間」と言わず「宇宙空間」としていることから、条約が全ての空間を対象としていると解釈上看することは出来ない。ただしそのことは、「宇宙空間の活動」又は「宇宙空間における活動」が全く地上及び領空内の活動から切り離されたものであると考える必要はなく、宇宙空間における活動に直接有機的に関連する活動であれば、これに含ましめなければならない場合もあろう。しかし、条約は基本的に、領空とは異質の法的地位を有する宇宙空間を主舞台として展開される宇宙活動の法的準則を規定するのである。

最後に、画定理論の方向に現実可能性を与える何等かの具体的基準が、諸国家の実行及び学説に照らし、受容され得るものとして示される必要がある。しかし、この問題は本稿の直接の課題ではないので、最近におけるその一つの発展を示唆するに止める。

実定法における宇宙空間の法的地位並びに宇宙空間の開発と利用の自由の原則の確立によつて、国家の領空主権の上限が、もし宇宙空間にまで延長されていたものであれば、それが「宇宙空間」の下限によつて押えられたことは明らかである。そこで、「宇宙空間」の下限が何処であるかの問題になる。一つの手掛かりは、国連総会決議及び宇宙天体条約における、少くとも人工衛星の軌道高度が宇宙空間にあるとする諸規定である。<sup>(10)</sup> 一九六六年の国際法協会(International Law Association)のヘルシンキ会期においてゲディウス(Geodinus)は、その決議草案を提出する際、空域主権の正確な高度については、未

だ普遍的な見解の一致はないが、空域主権の範囲をこれまで軌道に乗せられた人工衛星の軌道高度以下に制約することは、宇宙空間の開発と利用の自由の *necessary complement* であるという広汎な合意があると述べ、それが諸国家の現在の実行の中に確認される<sup>(11)</sup>としている。そして、彼の報告書では次のような結論が下されている。

「(a)主権に対する主張を、これ迄軌道に乗せられた宇宙機器の最低近地点以下の高度に、国家に要求する実定国際法規の存在については、未だ一般的な見解の一致はない。

(b)人工衛星が軌道に乗せられ得る高度に主権を主張し得ないという、すべての国家の共通利益の世界における増大する確信 (*growing conviction*) がある。

(c)過去数年間の諸国家の行為は、この行為の継続の増大する期待 (*growing expectation*) を正当化する<sup>(12)</sup>。」

宇宙活動の可能な最低限度を以て領空の上限とする立法論は、スプートニク一号の打上げ直後に唱えられた画定理論の一つであり、我國の池田教授も早くからこの説を主張していた<sup>(13)</sup>。従来、この説に対する批判は、衛星の種類により、また減速装置又は逆推進装置を備えた衛星の場合に、最低高度の軌道が異なる数値を持つことになるという点にあつた。また、科学技術の発達により、人工衛星の軌道の最低高度は尚数マイル下げ得る可能性があることが指摘されている<sup>(14)</sup>。それにも拘らずこの説が今日尚評価さるべき根拠を持ち得て来たのは、それが地球近辺の人間活動又は物理的環境のみを基準とする、いわば下から上への思考を採らず、新しい法認識の対象として開かれた国際社会の共通の平和的な場としての性格をもつ宇宙空間における人間活動の範囲を基準として、いわば上から下への思考を採り、それだけに国際的な統一の基準を得易い方法論に立脚していたことに起因すると考えられる。その具体的な画定方法は多分に技術的要素を含むことになろう<sup>(15)</sup>。

ところで、宇宙空間の下限は必ずしも宇宙機器の最低軌道高度と同一であるとは限らず、それは単に、前者が後者より高くないことを意味するに過ぎないのかも知れないし、領空の上限が其処に一致すべき必然性もない。そこに第三の空間部分

としての接続空間の概念の生じる余地がある。即ち、領空と宇宙空間の現実の境界線は、宇宙活動可能最低高度よりも低いかも知れないが、決してそれより高くはないことを明らかにするという意味で、「領海及び接続水域に関する条約」において採用されたような、接続水域の幅員限界の決定を通じた領海の最大幅員の間接的決定の方法と類比されるのである。<sup>(16)</sup> いずれにしても、厳密に言えば、空間の連続性並びに領有権の有無の観点からは、空間の法的地位は二分されるのであり、その境界線(又は境界区域)の追求の過程において、少なくともこれ迄の諸国家の実行の中に確認することの出来る宇宙機器の最低軌道高度を実証的基礎として行くことは、有益であるに違いない。

- (1) Cf. John A. Johnson, "Freedom" of Outer Space: Some Problems of Sovereignty, Control, and Jurisdiction, Conference on the Law of Space and of Satellite Communications, N. A. S. A. Oct. 1964, p. 37.
- (2) 宇宙空間平和利用委員会の法律小委員会は、「宇宙空間と空域 (atmospheric space) の間の境界……を後の段階で同委員会により検討されるべき問題とした。Yearbook, United Nations, 1962, p. 46.
- (3) General Assembly Resolutions, No. 2222/XXI.
- (4) Official Records of the General Assembly, Twenty-second Session, Annexes, agenda item 32, document A/6804, annex II, para. 36.
- (5) Official Records of the General Assembly, Twenty-third Session, agenda item 24, Report of the Committee on the Peaceful Uses of Outer Space, A/7285, p. 136. 「I 法律小委員会は、宇宙空間の定義についての研究を継続することを望み、科学・技術小委員会がその第五会期で宇宙空間の定義を討議し、来たるべき会期にその問題の検討を継続することを決定したことに注目し、宇宙空間平和利用委員会に法律小委員会の次回会期の議題に宇宙空間の定義に関する問題の研究を考慮するよう勧告する……。」
- (6) 国連による宇宙法作業が始められた当初から、各国の態度は画定の必要性を主張する立場とそれを時期尚早とする立場に分けられて来た。国連における一九五八年以降の初期の各国代表による画定主張については、McDougal, Lasswell and Viasic, op.cit., pp. 323-324. 参照。一九六六年の二十一会期にメキシコ代表は「メキシコは、第十五条に規定される如く、同条約(註II宇宙天体条約)を改正すべき時が来る時、IIの重要な脱漏が救済されなければならないと信じた。第一に……第二に、第二條は、領水の範囲をめぐって屢々発生してきた種類の困難を避けるべく、空域から宇宙空間を明確に境界づける宇宙空間のより正確な定義を含むべきである」と述べた。Official Records of the General Assembly, 21st Session, First Committee, 1493rd meeting, p. 439. 同。同会期におけるマンヌメ代表の発言参照(同報告書「1492nd meeting, pp. 429-430」。

極く最近においては、一九六八年十二月の総会第一委員会の一六四五回会合において、イタリア代表は、最も緊要である当該定義は科学的基準以外の基準に基いて下されなければならない、それ故法律小委員会に付与されるべきであると述べた。他方で、英国代表は、一六四四回会合において宇宙技術の急速な進展に照らして、現段階で宇宙空間の下限を定義することは実際の又は望ましいとは思われないと述べている。International Organization, Vol. XXIII, No. 2, Spring 1969, p. 398.

(7) Gal, op. cit., p. 112.

(8) 条約審議過程においては、これ等の意味について特に審議されなかつた。野口晏男「宇宙条約へ」外務省調査月報八巻八号二〇頁参照。

(9) 野口、前掲論文、三六頁参照。

(10) 例えば、総会決議 1721 BXVI は「国際連合は宇宙空間の利用……における国際協力のための焦点を提供すべきであると信じて、1. 軌道に (info orbit) 物体を打上げる国にその登録をなすことを要請する……」と宣言してゐる。また、総会決議 1884 XVII は「1. 核兵器を運搬するいかなる物体をも宇宙空間に配置しない」という連邦及びアメリカ合衆国の意図の表明を歓迎し、2. すべての国家に (a) 核兵器を運搬するいかなる物体をも地球を回る軌道に置かないよう慎重にすることを厳粛に要請する……」と規定する。これは宇宙天体条約第四条(1)で再現されている。更に、宇宙天体条約第五条及び第七条によつても、地球軌道にある人工衛星は宇宙空間にあると看做されなければならない。 Cf. Fawcett, op. cit., p. 18

(11) Report of the Fifty-Second Conference, I.L.A., 1966, Helsinki, p. 160.

(12) 同リポート、一九九一—二〇〇頁。

(13) 池田文雄「宇宙法」二〇七頁参照。

(14) NASA のジョンソン (Johnson) はこのような説を検討する場合、先ず最初に「どの種類の衛星のことを言っているのか」あるいは「どのような軌道のことを言っているのか」を知ることが重要であり、現在、衛星の近地点は九〇—一〇〇マイルだが、また十五マイルほど下げることも可能である」と述べてゐる。John A. Johnson, op. cit., p. 39.

(15) 人工衛星の活動下限の測定方法として、フォーセットは次の三つの方法を示唆する。(1) 宇宙機器は地球の回りの軌道に入った地点で宇宙空間に入ると看做される。(2) 軌道高度を一般化して、宇宙空間の境界は、その中心を地球の中心にもち且つ地球を回る軌道にある宇宙機器の最低近地点の高度に等しい地上からの距離で描いた円であるとする。(3) 宇宙空間の境界は一〇〇マイルで任意に決定される。Fawcett, op. cit., pp. 23-24.

(16) Cf. Report of the Fifty-Second Conference, I.L.A., 1966, pp. 164-165, 167-168. 接続空間の制度を宇宙国際法に導入して、空間を三区分する立法論は、ターナーによつて強く主張されて来た。最も近時の彼の主張を引くのは J. C. Cooper, Contiguous Zones in Aerospace—Prevent-



five and Protective Jurisdiction, *Air Force JAG Law Review*, Sept.-Oct. 1965. 参照。ヤ〇他。 Cf. M. S. Vazquez, *Cosmic International Law*, 1965, p. 55.

#### 四 結 語

以上私は、領空の上限の問題が領空・宇宙法の分野で取り扱われて来た過程において、現在提起されているその画定の意義と必要性をめぐつて対立する幾つかのアプローチを整理し、それ等の若干の分析と批判を通じて、宇宙空間の法的地位と宇宙国際法の適用範囲を明確化するための理論的根拠を確かめ、且つそれを実定法の動向と国家の実行の中に実証しようとした。しかし、この問題は宇宙国際法構造そのものの基本的把握の方法と密接に関わり合うものであるだけに、この法分野が抱えまた当面すべき諸問題との関連において尚考察されるべき多くの余地を残している。本稿は主として法理論的立場からその側面に接近したに過ぎず、この問題を取り巻く国際関係的諸要因の検討、換言すれば、領空の上限の画定かもしくはその（積極的又は消極的）否定かの実際的な価値判断の基礎となるべき国際社会内の対立する諸利益の検討は、尚考察の対象とされなければならないであろう。実定法の現実の進行において、画定の実際の必要性を遅延させている直接的動因がそこに見出されよう。だが、同時に、宇宙国際法形成の初期において、ともかく最少限の法秩序を宇宙活動に関して確保しようとする一般的風潮が、実際的処理のみを偏重する時、宇宙国際法が政治的要因によつて押し流される危険性をはらむことに留意しなければならない。その反面、領空の上限の画定を急ぐ余り、かつて空法秩序で経験したように、主権の排他性を無造作に宇宙活動に導入してしまふ危険性も避けなければならないであろう。

ともあれ、以上の考察は、宇宙国際法の方向として、空間的立場に基く境界線の画定がその意義と必要性を失わないことと、そして、宇宙活動が境界画定の必要なくしても規律され得るというアプローチが本来的に過渡的なものであることを示

變するであらう。

領空の上限

二四一 (六三七)